

第 1 6 号 議 案
令和 8 年 1 月 2 7 日

教育長に対する事務委任規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号中「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第3項の規定による」を削る。

第3条第2項中「会議」を「定例会」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第1号中「年度の最初に招集される定例的な会議及び当該年度の適当な中間的な時期に招集される会議並びに当該施策が終了した後最初に招集される会議」を「適当な時期に招集される会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する事務委任規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 [略]</p> <p>(1) ~ (8) [略]</p> <p>(9) <u>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第3項の規定による教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p>(10) ~ (12) [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の<u>会議</u>に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める<u>委員会</u>の会議において報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の実施に関する事務 <u>年度の最初に招集される定例的な会議及び当該年度の適当な中間的な時期に招集される会議並びに当該施策が終了した後最初に招集される会議</u></p> <p>(2) ~ (4) [略]</p>	<p>第1条 [略]</p> <p>(1) ~ (8) [略]</p> <p>(9) _____ _____教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(10) ~ (12) [略]</p> <p>第2条 [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の<u>定例会</u>に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>第4条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める<u>教育委員会</u>の会議において報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の実施に関する事務 <u>適当な時期に招集される会議</u></p> <p>(2) ~ (4) [略]</p>